

# 世界遺産センターと講座

第14講

世界遺産講座第14講では、世界遺産登録に向けた最初の  
関門といえる「世界遺産センター」について紹介します。

本年7月末、衝撃的なニュースが日本を駆け巡りました。本年2月に日本政府がユネスコへ提出した「佐渡島の金山」の推薦書に不備があることが判明し、再提出を余儀なくされました。推薦書中、砂金を採取するための「導水路」について、現在は途切れている箇所も一体として構成資産の一部と説明してきましたが、ユネスコ側は地理的に途切れている部分の記載が不十分であるとしたためです。推薦書の書類はまず世界遺産センターが受理し、諮問機関であるイコモス等に送付する仕組みになっています。今回はその諮問機関への送付が行われず、世界遺産センターから不備を指摘されたことに

なります。これはこれまでの日本における世界遺産の推薦書提出では初めての出来事です。これにより、来年2月に推薦書を再提出することになり、それに伴い現在新たな世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原」や「彦根城」の推薦書の提出は一年遅れることとなりました。今回は推薦書提出において「受理」という重要な業務を担う世界遺産センターについて、紹介します。

世界遺産センターとは、第12講で紹介しました世界遺産委員会の事務局を担っている組織です。本部はユネスコ本部と同様にフランスのパリにあります。世界遺産条約が採択されてからの20年間は、

ユネスコ本部の職員が事務局としての作業を実施していましたが、1992年にユネスコ本部に直属した組織として世界遺産センターが文化遺産部から独立して創設されました。これにより、世界遺産センターは世界遺産条約が対象とする世界文化遺産及び世界自然遺産を、文化遺産部が無形文化遺産等を担当することとなりました。

世界遺産条約履行のための作業指針（以下「作業指針」という。）では、世界遺産センターの主な業務として以下の9項目が明記されています。作業指針で明記される業務は①締約国会議と世界遺産委員会会合の開催、②締約国会議と世界遺産委員会会合の決議の履行、実施状況の報告、③世界遺産一覧表推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管と関係諮問機関への伝達、④世界遺産一覧表における不均衡の是正と代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整、⑤定期的報告の運営、⑥リアクティ

を世界遺産委員会に報告すること）、を含むリアクティブモニタリングの調整と実施、アドバイザリーミッションの調整と参加、⑥国際的援助の調整、⑦世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保、⑧委員会の計画とプロジェクトの履行に関する締約国への援助、⑨締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーションです。

現在は原則として毎年6月頃に世界遺産委員会会合が開催されています。作業指針で明記されていることから、審議する前年の2月1日までに正式な推薦書を提出することが決まっています。各国はこの日までに世界遺産に相応しいとする推薦書を英文または仏文で作成する必要があるため、推薦書本文の内容はもちろんのこと、翻訳にも力を注ぐ必要があります。世界遺産登録に向けた最初の関門である世界遺産センターへの推薦書提出は、高いハードルであり、推薦を目指す国や地域が最も注力する作業もあります。

（明日香村総合政策課）